

令和6年2月13日判決言渡

令和5年（行ケ）第10054号 審決取消請求事件

口頭弁論終結日 令和5年12月11日

判 決

5

原 告 株 式 会 社 大 同 機 械

同訴訟代理人弁護士 窪 田 英 一 郎

同 乾 裕 介

10

同 今 井 優 仁

同 中 岡 起 代 子

同 本 阿 弥 友 子

同 鈴 木 佑 一 郎

同 堀 内 一 成

15

同 山 田 康 太

同 古 橋 和 可 菜

同訴訟代理人弁理士 小 島 浩 嗣

被 告 ジ ー ・ オ ー ・ ピ ー 株 式 会 社

20

同訴訟代理人弁護士 小 林 幸 夫

同 弓 削 田 博

同 平 田 慎 二

同訴訟代理人弁理士 國 分 孝 悦

25

同 南 林 薫

同 栗 川 典 幸

同 関 直 方
同 古 野 久 美 子
主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第 1 請 求

特許庁が無効 2022-800005 号事件について令和 5 年 4 月 5 日に
した審決を取り消す。

10 第 2 事 案 の 概 要

1 特許庁における手続の経緯等

- (1) 被告は、出願日を平成 30 年 6 月 20 日とし、発明の名称を「保護部材」とする発明について特許出願（特願 2018-117200 号。優先権主張（日本）：平成 28 年 8 月 31 日（以下「本件優先日」という。））をし、
15 令和元年 6 月 7 日、特許権の設定登録（特許第 6535792 号。請求項の数 7。以下、この特許を「本件特許」といい、本件特許に係る明細書を「本件明細書」という。）を受けた。（甲 56）
- (2) 原告は、令和 4 年 2 月 4 日、本件特許につき、無効審判請求をした（無効
20 2022-800005 号事件。以下「本件無効審判」という。）。（甲 57）
- (3) 特許庁は、令和 5 年 4 月 5 日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決（以下「本件審決」という。）をし、その謄本は、同月 14 日、原告に送達された。
- (4) 原告は、令和 5 年 5 月 12 日、本件審決の取消しを求めて本件訴えを提起
25 した。

2 特許請求の範囲の記載

(1) 本件特許の特許請求の範囲の記載は、別紙1特許公報（特許第6535792号）の【特許請求の範囲】に記載のとおりである（以下、請求項1ないし7に記載の各発明をそれぞれ「本件発明1」ないし「本件発明7」といい、これらを併せて「本件各発明」という。）。(甲56)

5 (2) 本件発明1を構成要件に分説すると、以下のとおりである。

1 A 運搬台車の4隅に位置する挿入孔に挿入される長尺の棒状部材に対して取り付けられる保護部材であって、

1 B 使用者が手で掴むグリップ部と、

10 1 C 前記グリップ部の下側に位置し、前記グリップ部の外周面よりも外側に突出させて前記グリップ部を掴んだ手が周囲の物体に接触しないように保護する保護部と、

1 D 前記棒状部材が挿入される取付穴と、を有し、

1 E 前記取付穴に前記棒状部材が挿入される方向から見て、前記保護部は、略円形である

15 1 F ことを特徴とする保護部材。

(3) 本件発明2は、本件発明1の上記構成要件を全て含むものである。

本件発明3は、本件発明1の上記構成要件のうち、1Eを「前記保護部は、円板状である。」に変更したものである（以下、この構成要件を「2E」という。）。

20 本件発明4ないし7は、その内容によれば、本件発明1の構成要件（1Aないし1F）を全て含むか、又は本件発明3の構成要件（1Aないし1D、2E及び1F）を全て含むものである。

3 本件無効審判で主張された無効理由

原告は、本件無効審判において、次の無効理由を主張した。

25 (1) 無効理由1

本件発明1ないし3、5ないし7は、甲8の1ないし3（弁護士照会に対

する長岡産業株式会社（以下「長岡産業」という。）の回答書、及びその添付資料である長岡産業作成のパンフレット）により示された発明であるから、特許法 29 条 1 項 1 号又は 2 号の規定により特許を受けることができない。

5 本件発明 4 は、甲 8 の 1 ないし 3 により示された発明（主たる証拠）と、甲 1 1、1 3 ないし 1 6 に記載された技術的事項（従たる証拠）とに基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法 29 条 2 項の規定により特許を受けることができない。

(2) 無効理由 2

10 本件発明 1 ないし 3、5 ないし 7 は、甲 8 の 1 ないし 3 により示された発明（主たる証拠）と、甲 1（特開平 1 1－3 4 2 8 4 8 号公報）、甲 9 の 1（「安全スタッフ」平成 2 8 年 2 月 1 日号（通巻第 2 2 5 1 号）、労働新聞社、3 2～3 6 頁）、甲 9 の 2（「【特集 2】侮るなかれ！台車作業 1 1 のリスク 運搬作業時のケガを防ぐには その① - 災害分析編 - 」と題するウェブサイト上の記事、労働新聞社）、甲 1 0 の 1（「安全スタッフ」平成 2 8 年 2 月 1 5 日号（通巻 2 2 5 2 号）、労働新聞社、2 6～3 0 頁）、甲 1 0 の 2（「【特集 2】侮るなかれ！台車作業 1 1 のリスク 運搬作業時のケガを防ぐには その② - 災害事例編 - 」と題するウェブサイト上の記事、労働新聞社）、甲 1 1（特開 2 0 0 1－2 3 3 2 1 8 号公報）及び甲 1 2（意匠登録第 1 3 9 9 9 6 9 号公報）にそれぞれ記載された技術的事項（従たる証拠）とに基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法 29 条 2 項の規定により特許を受けることができない。

20 本件発明 4 は、甲 8 の 1 ないし 3 により示された発明（主たる証拠）と、甲 1、9 ないし 1 2 に記載された技術的事項（従たる証拠）と、甲 1 1、1 3 ないし 1 6 に記載された技術的事項（従たる証拠）とに基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法 29 条 2 項の規定により特許を受けることができない。

(3) 無効理由 3

本件発明 1 ないし 3、5 ないし 7 は、甲 9 に記載された発明（以下「甲 9 発明」という。）又は甲 10 に記載された発明（以下「甲 10 発明」という。）（主たる証拠）と、甲 8 の 1 ないし 3 により示された発明（以下「甲 8 発明」という。）又は甲 3 の 1（「安全スタッフ」平成 28 年 3 月 1 日号（通巻第 2 2 5 3 号）、労働新聞社、32～38 頁）、甲 3 の 2（「【特集 2】侮るなかれ！台車作業 11 のリスク 運搬作業時のケガを防ぐには その③ - 解決編 - 」と題するウェブサイト上の記事、労働新聞社）に記載された発明（以下「甲 3 発明」という。）（従たる証拠）とに基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法 29 条 2 項の規定により特許を受けることができない。

本件発明 4 は、甲 9 発明又は甲 10 発明（主たる証拠）と、甲 8 発明又は甲 3 発明（従たる証拠）と、甲 11、13 ないし 16 に記載された技術的事項（従たる証拠）とに基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法 29 条 2 項の規定により特許を受けることができない。

(4) 無効理由 4

本件発明 1 ないし 3、5 ないし 7 は、甲 1 に記載された発明（以下「甲 1 発明」という。）であるから、特許法 29 条 1 項 3 号の規定により特許を受けることができない。

本件発明 4 は、甲 1 発明（主たる証拠）と、甲 11、13 ないし 16 に記載された技術的事項（従たる証拠）とに基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法 29 条 2 項の規定により特許を受けることができない。

(5) 無効理由 5

本件特許の請求項 1 及び 3 の「周囲の物体」との記載は、特許法 36 条 6 項 2 号に規定する要件を満たしていないから、本件発明 1 ないし 7 について

の特許は同法 1 2 3 条 1 項 4 号に該当する。

4 本件審決の理由等

(1) 本件審決の理由は、別紙 2 審決書（写し）記載のとおりであり、原告の主張に対する判断の要旨は次のとおりである。

5 ア 無効理由 1 について

本件発明 1 と甲 8 発明との相違点（後記(2)ア(イ)の相違点 1 ないし 3）は実質的な相違点であるから、本件発明 1 と甲 8 発明は同一でない。

10 本件発明 2 ないし 7 と甲 8 との間にも、本件発明 1 の場合と甲 8 との相違点の全て又はその一部の相違点が存在するから、本件発明 2、3、5 ないし 7 と甲 8 発明は同一でなく、本件発明 4 は甲 8 発明及び甲 1、9 ないし 1 2 の技術的事項等に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものとはいえない。

イ 無効理由 2 について

15 本件各発明は、甲 8 発明及び甲 1、9 ないし 1 2 の技術的事項等に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものとはいえない。

ウ 無効理由 3 について

本件各発明は、甲 9 発明又は甲 1 0 発明及び甲 8 発明又は甲 3 発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものとはいえない。

エ 無効理由 4 について

20 本件各発明と甲 1 発明との相違点は実質的な相違点であるから、本件各発明と甲 1 発明は同一でない。

オ 無効理由 5 について

本件特許の請求項 1 ないし 7 の記載が不明確であるとはいえない。

25 (2) 本件審決は、上記判断をするに当たり、甲 8 発明、甲 9 発明、甲 1 0 発明、甲 3 発明及び甲 1 発明の各内容、本件発明 1 と甲 8 発明との一致点及び相違点並びに本件発明 1 と甲 9 発明及び甲 1 0 発明との一致点及び相違点を、次

のとおり認定した。

ア 甲 8 発明

(ア) 本件審決は、甲 8 で示される長岡産業製の商品は、①商品名「台車安全カバー おててまもるくん」(甲 8 の 1 添付資料 1)、②商品名「台車用安全カバー おててまもるくん」(甲 8 の 1 添付資料 2)、及び③商品名「パイプカバー (安全カバー)」(甲 8 の 1 の回答 1 2) の三つであるところ、このうち無効理由 1 ないし 3 に係る、甲 8 の 1 ないし 3 により示された長岡産業製「台車用安全カバー」とは、上記②及び③が該当するとした上で、上記②の商品の構成について、次の発明を認定することができるとした。

「台車に固定され、グリップ部である水平部分と、水平部分の両端から延びるカーブ部分と、水平部分の両端からカーブ部分を介して下向きに延びる上下方向に沿った部分と、を有する、コ字状のハンドルのカーブ部分に対して取り付けられる台車用安全カバーであって、

寸法を外径 106 mm、内径 26 mm、長さ 100 mm 及び厚み 40 mm とし、グリップ部を握んだ手が周囲の物体に接触しないようにする本体と、

本体の外周部からスリットを通じてハンドルが挿入される取付穴と、を有し、

本体の外周部からスリットを通じてハンドルが挿入される方向と直交する方向であって、取付穴を向く方向から見て、本体は、略円形である台車用安全カバー。」

(イ) 本件審決が認定した、本件発明 1 と甲 8 発明との一致点及び相違点は次のとおりである(以下、本件審決が認定した本件発明 1 と甲 8 発明との一致点を「甲 8 一致点」といい、相違点として認定した次の相違点 1 ないし 3 をそれぞれ「甲 8 相違点 1」ないし「甲 8 相違点 3」という。)

[一致点]

「運搬台車に固定される手押部材に対して取り付けられる保護部材であ
って、

手が周囲の物体に接触しないように保護する保護部と、

5 前記手押部材が挿入される取付穴と、を有する保護部材。」

である点。

[相違点]

(相違点 1)

本件発明 1 は、「保護部材」が「使用者が手で掴むグリップ部」を有し、

10 「保護部」が「前記グリップ部の下側に位置し、前記グリップ部の外周
面よりも外側に突出させて前記グリップ部を掴んだ手」を保護するの
に対して、甲 8 発明は、「グリップ部」は「ハンドル」の一部であり、「台
車用安全カバー」が有するものではなく、「本体」が「寸法を外径 1 0 6
mm、内径 2 6 mm、長さ 1 0 0 mm 及び厚み 4 0 mm とし、グリップ
15 部を掴んだ手が周囲の物体に接触しないようにする」点。

(相違点 2)

本件発明 1 の保護部は、「前記取付穴に前記棒状部材が挿入される方向
から見て」「略円形である」のに対して、甲 8 発明の本体は、「本体の外
周部からスリットを通じてハンドルが挿入される方向と直交する方向で
20 あって、取付穴を向く方向から見て」「略円形である」点。

(相違点 3)

本件発明 1 は、手押部材が「運搬台車の 4 隅に位置する挿入孔に挿入
される長尺の棒状部材」であるのに対して、甲 8 発明は、手押部材が「コ
字状のハンドル」であって、かつ、「台車の挿入孔に挿入される」ものか
25 不明である点。

イ 甲 9 発明及び甲 1 0 発明

(ア) 本件審決は、甲 9 及び甲 10 には次の発明が記載されていると認定した（甲 9 に記載された発明及び甲 10 に記載された発明として同一の内容のものを認定している。）。

「台車の直方体の枠状フレームにおける、台車の四隅に位置する上下方向に沿った長尺状の部材であって、

使用者が手で掴むことができる部分を有する、長尺状の部材。」

(イ) 本件審決が認定した、本件発明 1 と甲 9 発明との一致点及び相違点は次のとおりである（本件発明 1 と甲 10 発明との一致点及び相違点も、次の一致点及び相違点と同一ということになる。以下、本件審決が認定した本件発明 1 と甲 9 発明との一致点を「甲 9 一致点」といい、相違点として認定した次の相違点 1 ないし 3 をそれぞれ「甲 9 相違点 1」ないし「甲 9 相違点 3」という。）。

[一致点]

「運搬台車の 4 隅に位置する部材であって、

使用者が手で掴むことができるグリップ部を有する部材。」

である点。

[相違点]

(相違点 1)

「運搬台車の 4 隅に位置する部材」が、本件発明 1 では、「運搬台車の 4 隅に位置する挿入孔に挿入される長尺の棒状部材に対して取り付けられる保護部材」であるのに対し、甲 9 発明では、「台車の直方体の枠状フレームにおける、台車の四隅に位置する上下方向に沿った長尺状の部材」である点。

(相違点 2)

本件発明 1 は、「保護部材」が「使用者が手で掴むグリップ部」を有し、「前記グリップ部の下側に位置し、前記グリップ部の外周面よりも

外側に突出させて前記グリップ部を掴んだ手が周囲の物体に接触しないように保護する保護部」を有するのに対し、甲 9 発明は、「使用者が手で掴むことができる部分」が「上下方向に沿った長尺状の部材」の一部であり、「保護部」を有しない点。

5 (相違点 3)

本件発明 1 は、「前記棒状部材が挿入される取付穴」を有し、「前記取付穴に前記棒状部材が挿入される方向から見て、前記保護部は、略円形である」のに対し、甲 9 発明は、「保護部」のほかに「取付穴」も有しない点。

10 ウ 甲 3 発明

本件審決が認定した甲 3 発明は、次のとおりである。

「手押台車に固定されたコ字状のパイプと、一对の錨状ガードとを有する、手押部材であって、コ字状のパイプは、水平方向に沿った取っ手と、取っ手の両端から下向きに延びる上下方向に沿った支柱とからなり、一对の錨状ガードは、上下に分割する樹脂製のパーツで構成され、水平方向に沿った取っ手における、台車幅を超えない位置に装着されるとともに、外径寸法を 100 mm とし、台車の取っ手を持つ位置を表示し、かつ、取っ手を掴んだ両手が周囲の物体に接触しないようにガードするものである、手押部材。」

20 エ 甲 1 発明

本件審決が認定した甲 1 発明は、次のとおりである。

「荷物運搬用の手押し車に固定され、水平方向に沿った手押し部 4 a と、水平方向に沿った手押し部 4 a の両端から下向きに延びる上下方向に沿った立ち上がり部 4 b と、を有するコ字状のパイプからなる手押しハンドル 4 の上下方向に沿った立ち上がり部 4 b の上部に対して取り付けられる衝撃緩衝用部材であって、

通路の側壁等との衝突を緩衝する本体 1 と、

本体 1 の側部から切欠部 2 を通じて立ち上がり部 4 b が挿入される係止孔 1 a と、を有し、

5 本体 1 の側部から切欠部 2 を通じて立ち上がり部 4 b が挿入される方向と直交する方向であって、係止孔 1 a を向く方向から見て、本体 1 は、略円形である衝撃緩衝用部材。」

5 原告の主張する本件審決の取消事由

(1) 取消事由 1

無効理由 2 に係る進歩性判断の誤り

10 (2) 取消事由 2

無効理由 3 に係る進歩性判断の誤り

第 3 当事者の主張

1 取消事由 1（無効理由 2 に係る進歩性判断の誤り）について

〔原告の主張〕

15 (1) 甲 8 発明の認定の誤り

甲 8 発明について、本件審決は、前記第 2 の 4 (2) ア (ア) のとおり認定した。

しかし、甲 8 発明の台車用安全カバーは、カーブ部分に取り付けられるように特化した形状とはなっておらず、特に、孔もカーブ部分に沿って曲がった形状とはなっておらず、直線の棒にも構造上装着可能であった。甲 8 発明の台車用安全カバーは、甲 8 の 3 ではコ字状のハンドルに対して取り付けられているが、コ字状のハンドルのカーブ部分に対してのみ取り付け可能な製品ではないから、本件審決が、これを「コ字状のハンドルのカーブ部分に対して取り付けられる台車用安全カバー」であると認定したことは誤りである。長岡産業の代表取締役も、甲 8 発明の台車用安全カバーについて、カーブ部分に装着することに特化した形状（特に、孔の形状）となっているのではなく、曲がっていない直線の棒にも装着可能なものであったと述べている（甲

20

25

5 3)。甲 8 の 3 に「3. 完成」として掲載された写真は、カーブよりも少し下側に付けられたものとなっている。

5 このように甲 8 発明の台車用安全カバーは、コ字状のハンドルの垂直部分に取り付けることができるから、同様に、コ字状のハンドルではない台車（例えば、甲 1 1 ないし 1 3 のような台車）の手押し部材の垂直部分にも取り付けが可能であり、この垂直部分に装着された場合でも、手を保護するのに必要な厚みを有しており、円形状の本体部分により手挟みを防止することができる。

10 そして、甲 8 発明の台車用安全カバーに接した当業者は、これが曲がっていない直線の棒にも装着可能であることを理解したといえる。

このように、甲 8 発明の台車用安全カバーは、コ字状のハンドルを含むがそれに限定されないハンドルを握った手が挟まれるのを防止するという課題を解決できるものである。

(2) 甲 8 発明と本件発明 1 との相違点の認定の誤り

15 本件審決は、甲 8 発明と本件発明 1 との相違点を甲 8 相違点 1 ないし甲 8 相違点 3 のとおり認定した（前記第 2 の 4 (2) ア (イ)）。しかし、次のアないしウのとおり、甲 8 相違点 2 及び甲 8 相違点 3 の認定には誤りがある。

20 ア 前記(1)のとおり、本件審決が、甲 8 発明の台車用安全カバーは「コ字状のハンドルのカーブ部分（のみ）に対して取り付けられる台車用安全カバー」であると認定したことは誤りである。したがって、甲 8 相違点 3のうち、「甲 8 発明は、手押部材が『コ字状のハンドル』であって、かつ、『台車の挿入孔に挿入される』ものか不明である点。」とあるのは「手押部材が棒状部材かどうか不明であり、かつ、台車の挿入孔に挿入されるものか不明である点」と認定されるべきものである。

25 イ 本件発明 1 の構成要件 1 A の「運搬台車の 4 隅に位置する挿入孔に挿入される長尺の棒状部材」は、棒状部材（他の装置）の構造、機能等を特定

するものであり、保護部材の構造、機能等を特定するものではないことは、その記載からも明らかである。

すなわち、本件各発明が解決しようとする課題は、本件明細書の段落【0004】にあるとおり、「手押し棒を用いて運搬台車を移動させる際には、手押し棒を掴んでいる（握っている）使用者の手が壁等といった周辺に存在する物体に接触する虞がある」との点にある。そして、当該課題に対し、グリップ部の外周面よりも外側に突出させた保護部を設けること（構成要件1C）を解決手段としたのが、本件各発明である。

コ字状や逆U字型の台車であろうと、甲9、甲10のような台車であろうと、「運搬台車の4隅に位置する挿入孔に挿入される長尺の」棒状部材であろうと、上記課題が共通して妥当することになる。したがって、「手押し棒を用いて運搬台車を移動させる際には、手押し棒を掴んでいる（握っている）使用者の手が壁等といった周辺に存在する物体に接触する虞がある」という本件各発明の課題は、「運搬台車の4隅に位置する挿入孔に挿入される長尺の」ものであることとは関係がない。そのため、本件各発明の課題との関係で「運搬台車の4隅に位置する挿入孔に挿入される長尺の」と規定することは、特に意味を有しない。

また、当該課題を解決する手段としての保護部材（保護部）に関しても、「運搬台車の4隅に位置する挿入孔に挿入される長尺の」ものであるということが、保護部の構造、形状や機能に影響を与えたり、これを変化させたりするようなものではない。つまり、「運搬台車の4隅に位置する挿入孔に挿入される長尺の」との点は、課題の解決手段にも関係しない。

したがって、本件審決の甲8相違点3の認定は誤りである。

ウ 構成要件1Eの「前記取付穴に前記棒状部材が挿入される方向から見て」略円形との部分は、取付穴の構造が略円形であること以上に、保護部材の構造を特定するものではない。

5
10
15
20
25

そもそも本件発明1は、「保護部材」という「物」の発明であり、「取付穴に棒状部材が挿入される」とは、棒状部材が挿入された状態の取付穴に言及するものであり、取り付ける動作自体が要件とされているものではない。取付け方法が異なっていたとしても、本件発明1であろうと甲8発明であろうと、いずれも取り付けられた状態では、取付穴にハンドル（棒状部材）が挿入された状態になる。そして、その状態において、本件発明1及び甲8発明における「挿入される方向から見」た場合というのは、いずれも取付穴の向いている方向であるという点で一致するのであり、その結果として、当該視点から見た保護部材は、いずれも同じ略円形であることになる。そのため、取り付ける動作の差異があろうとも、かかる点は相違点にはなり得ない。

したがって、本件審決の甲8相違点2の認定は誤りである。

(3) 容易想到性に関する判断の誤り

15
20
25

ア 本件審決は、「甲8発明にグリップ部を付加しても本件発明1の構成に至らない」と判断している。しかし、甲8の3に例示された台車においても、甲8発明の本体を、コ字状のハンドルの垂直部分に取り付けその近傍を把持した場合には、保護部はグリップ部に対して下側に位置することになるのであり、それは単なる個々人の持ち方の問題にすぎない。そもそも、原告が審判手続において主張した無効理由2は、甲8の3に例示された台車のハンドルの水平部分を覆うようにグリップ部を付加するというより、甲8発明の台車用安全カバーに対し、甲11ないし13等のような周知の台車を適用するに際して台車分野において極めてよく知られた周知のグリップ部を一体で付加するというものであるから、「甲8発明にグリップ部を付加しても」という審決の判断の前提自体が誤っている。

25

また、台車の手押部材とは別の部材のグリップ部を設けることは、本件発明の課題とは関係のない付加的な構成に過ぎず、当業者に極めてよく知

5
10
15
20
25

られた周知慣用技術であった（甲 1 1、1 3～1 6、3 7～4 1、4 3）。
そのため、甲 8 発明において、このようなグリップ部を採用することは容易であり、その際にグリップ部と保護部を一体のものとして採用することは、周知の構成であって（甲 1 4、3 7～4 1、4 3）、甲 8 発明においてグリップ部と保護部を一体に構成することに何ら困難性はない。本件審決が、甲 8 発明の台車用安全カバーに更にグリップ部を付加する動機がないとか、甲 8 発明と周知技術のグリップ部は取付位置が異なると判断したのは、「甲 8 発明の台車用安全カバーはコ字状のハンドルのカーブ部分に取り付けられるもの」であるとの認定を前提としているが、この認定が誤りであるのは前記(1)のとおりであり、同認定を前提とした本件審決の上記判断も誤りである。

したがって、本件審決の甲 8 相違点 1 に係る容易想到性の判断は誤りである。

イ 甲 8 相違点 2 について容易想到性を否定した本件審決の判断は、甲 8 発明の台車用安全カバーの取り付け対象が「コ字状のハンドル」だけに限定されることを前提としているが、この前提が誤りであることは前記(1)のとおりである。

また、本件発明 1 の課題はグリップを握った手が壁等に挟まれることを防止するためにグリップの外周面よりも外側に突出させた保護部を設けることにあり、その取り付け方にあるのではない。本件発明 1 も「物」として構成を特定するものであり、棒状部材の「上端」から保護部材を挿入することは規定されていない。「前記取付穴に前記棒状部材が挿入される方向から見て、前記保護部は、略円形である」との要件は、棒状部材に取り付けられた保護部が円形であることを規定するものに過ぎず、その取り付け方に本件発明 1 の課題に対する作用効果があるものではなく、この点は実質的な相違点ではないし、進歩性を基礎付けるような相違点とはなら

ない。

したがって、本件審決の甲 8 相違点 2 に係る容易想到性の判断は誤りである。

ウ 本件審決における甲 8 相違点 3 の認定は誤っており、本来認定すべき相違点の内容は前記(2)ア及びイのとおりである。

そして、甲 8 発明の台車用安全カバーの取り付け対象は「コ字状のハンドル」のみに限定されるものではなく、曲がった部分のない直線の手押し部材を有する「運搬台車の 4 隅に位置する挿入孔に挿入される長尺状の棒状部材を有する台車」にも適用可能であるところ、台車のハンドルを握った手が挟まれるという課題はこのような台車においても発生することが知られていた（甲 9、10）。したがって、甲 8 発明と、甲 12 を含む「運搬台車の 4 隅に位置する挿入孔に挿入される長尺の棒状部材を有する台車」とでは、台車のハンドルを握った手が挟まれるという点で解決課題が共通する。

さらに、本件優先日当時、甲 3 で例示されているようなコの字型ハンドルの台車と、甲 9 ないし 13 等に例示されているような棒状・直線状の手押し部材を有する台車とは、いずれも周知であり、当業者はどちらのタイプの台車も現場の状況に応じて適宜選択可能であった。そして、前記(1)のとおり、甲 8 の台車用安全カバーは、曲がった部分のない直線状・棒状の手押し部材のサイズにも取り付け可能であった。

以上によれば、当業者は、甲 8 の台車用安全カバーを、コの字型ハンドルの台車に代えて、曲がった部分のない直線の手押し部材を有する周知技術の台車に適用することを容易に想到し得た。すなわち、当業者であれば、甲 1、甲 9 ないし 13 のように曲がった部分のない直線の手押し部材を有する台車においても手が挟まれるとの課題を認識していたのであり（甲 9・甲 10）、かかる台車において、甲 8 の台車用安全カバーを、手を握る部

分の下側に取り付けるという解決手段を容易に想到し得た。

よって、本件審決の甲 8 相違点 3 に係る容易想到性の判断は誤りである。

(4) 甲 8 発明が公知であるとも公然実施されていたともいえないとの被告の主張に対する反論

5 被告は、請求書（甲 5 1 の 3 の 1）と精算書（甲 5 1 の 3 の 2）の紐付けがされていないと主張するが、請求書と精算書の紐付けに関し、一般に、入金記録においては販売先から入金が行われたことが確認できれば十分であり、商品の品番が記載されるとの習慣はない。

10 長岡産業代表取締役が陳述書（甲 5 3）において述べるとおり、長岡産業は、台車用安全カバーに「おててまもるくん」の名称を付けて販売する前から、同一規格の「パイプカバー（安全カバー）」や外径が少し異なる「ペフ安全カバー」を販売していたのであり、これらの販売を通じて台車用安全カバー「おててまもるくん」に関する営業活動ができていたので、台車用安全
15 カバー「おててまもるくん」の販売がカタログの作成前となったことに不自然な点はない。また、長岡産業において、カタログを作った後でなければ商品
20 を販売しないというルールはない。

台車用安全カバー「おててまもるくん」は、売主である長岡産業により公然と販売されていたのであるから、甲 8 発明は公然に実施され、また公知であった。長岡産業が、「おててまもるくん」を販売した顧客に対し、守秘義務を課す秘密保持契約等を課したことはない。

以上のとおり、長岡産業は、本件優先日前に台車用安全カバー「おててまもるくん」を販売し、販売の申し出を行っていたのであり、これは「公然実施」に当たる。買主が梱包をほどかない限り公知とならないということはない。

25 〔被告の主張〕

(1) 甲 8 発明の認定について

次のとおり、甲 8 発明の台車用安全カバーは、台車の直線状の部分に取り付けが可能なものではなく、カーブ部分に取り付けるためのものであるから、本件審決の甲 8 発明の認定に誤りはない。

5 ア 甲 8 の 3 の「3. 完成」の写真は、真横から撮影されたものではなく、斜め上から撮影された写真である。そして、台車用安全カバーの上側に見えているのがコ字型ハンドルの水平部分であって、上記写真は、台車用安全カバーがカーブ部分に取り付けられる様子を示すものである。甲 3 5 の添付資料 5 を見ても、湾曲したハンドル部に装着されているものしか開示されていないことから、甲 8 発明の台車用安全カバーはカーブ部分に取り
10 付けられるものであることが裏付けられる。

イ 原告は、甲 8 発明の台車用安全カバーの製造販売者である長岡産業代表取締役の陳述書（甲 5 3）を根拠に、甲 8 発明の台車用安全カバーは「コ字状のハンドル」以外の棒状の手押部材にも取り付け可能なものであった旨主張するが、上記陳述書は、甲 8 の 2 に記載された「ハンドルのカーブ部分に挟み込み、テープをはがして包むだけ！」の表記と矛盾する。仮に、
15 甲 8 の 2 の台車用安全カバーをカーブ部分に挟み込むことが使用の一例であれば、一例であることを甲 8 の 2 に記載すべきであるが、そのような記載はされていない。上記陳述書には、お客様によっては、商品カタログで示されるカーブの下側部分よりも更に下に付けて使用するケースもあったと思います。」の陳述があるものの、想像の域を超えておらず、客観的な証拠とはいえない。

ウ 一般的な単管の直径は、J I S G 3 4 4 4 の規格によって定められた外径 4 8 . 6 m m であるから、甲 1 2 等の棒状部材の外径は台車用安全カバーの内径 2 6 m m よりも遥かに大きい。したがって、内径 2 6 m m の台
20 車用安全カバーを甲 1 2 等の棒状部材（外径 4 8 . 6 m m）に取り付けるという発想はあり得ない。仮にテープを強く巻き付けたとしても、ずり落

ちる危険性があるし、また、台車用安全カバーを削って内径を広げると、厚みが薄くなり、強度が落ちて破損しやすくなるため、保護部材としての機能が失われるから、当業者であればそのようなことは行わない。

エ 甲 8 発明の台車用安全カバーは、カーブ部分に取り付けることにより斜めになり、壁と接触するときに台車用安全カバーの円柱部分の角が壁に接触し、接触部分とハンドルを握った手との距離を 100 mm 確保することができることから、台車用安全カバーの変形が手まで伝わらないことにより手の保護を図ることができるものである。

一方、台車用安全カバーを直線状の部分に取り付けた場合、直線状の部分の外周面から台車用安全カバーの外周面までが 40 mm となり、人が物を掴んだときの手のひらから手の甲の厚みである約 42 mm よりも薄い
ため、手が台車用安全カバーの外周面からはみ出し、手の保護を図ることができない。仮に手のひらから手の甲までの厚みが 40 mm 以下の作業
者であったとしても、台車用安全カバーが壁に接触する部分と手との距離が
40 mm であり、台車用安全カバーの変形が手の位置まで至ってしまうた
め、壁と手が接触してしまう。このように、甲 8 発明の台車用安全カバー
を直線状の部分に取り付けた場合には手の保護を図ることができない。

(2) 甲 8 発明と本件発明 1 との相違点について

前記(1)のとおり、本件審決が甲 8 発明の台車用安全カバーは「コ字状のハンドルのカーブ部分（のみ）に対して取り付けられる台車用安全カバー」であると認定したことに誤りはないから、これを前提とする甲 8 発明と本件発明 1 との相違点に関する本件審決の認定に誤りはない。

(3) 容易想到性について

ア 前記(1)のとおり、甲 8 発明の台車用安全カバーは、台車の直線状の部分に取り付けが可能なものではなく、カーブ部分に取り付けるためのものであるから、当業者であってもこれを棒状部分に取り付けることは試みない。

しかも、甲 8 発明の台車用安全カバーを直線の手押し部材に取り付けた場合には、手が台車用安全カバーの外周面からはみ出してしまい、手の保護を図ることができないから、むしろ阻害要因がある。

イ 甲 8 の 3 の台車では、ハンドルの水平部分を握っていれば周囲の物体と手との接触は起こらないが、ハンドルのカーブ部分を握ると周囲の物体と手との接触が生じて手挟み事故が発生する場合があるので、ハンドルのカーブ部分に甲 8 発明の台車用安全カバーを取り付ける。これに対し、甲 1 2 等の棒状部材は、そのどこを握っても周囲の物体との間で手の接触が生じる可能性がある。したがって、手挟み事故防止の観点から、ハンドルの水平部分を握っていれば安全な甲 8 の 3 のハンドルを、どこを握っても手挟み事故の可能性のある棒状部材に置き換えるという発想はあり得ず、阻害要因がある。

ウ 本件発明 1 は、「運搬台車の 4 隅に位置する挿入孔に挿入される長尺の棒状部材に対して取り付けられる保護部材」という特定がされており、使用者は運搬台車の 4 隅に挿入される棒状部材に取り付けられた保護部材のいずれかのグリップ部を掴んで運搬台車を走行させることができ、運搬台車の操作性を向上させることができる。そして、本件発明 1 は、使用者が運搬台車の後ろに立ってグリップ部を掴む場合に限らず、運搬台車のいずれの側に立って保護部材のグリップ部を掴んでも、グリップ部を掴んだ手を保護することができるという極めて顕著な効果を奏することができる。したがって、台車の 4 隅の挿入孔に挿入される棒状部材という構成が周知技術であるとしても、本件発明 1 の課題を解決することにはならないから、甲 8 相違点 3 に係る構成は、周知技術から容易に想到できる構成ではない。

エ 甲 8 の 3 の台車には既に手で掴む部分が存在するから、この台車に装着する甲 8 発明の台車用安全カバーに、さらにグリップ部を取り付ける必然

性も必要性もない。したがって、甲 8 発明の台車用安全カバーに周知技術であるグリップ部を適用する動機付けがない。

また、甲 8 発明の台車用安全カバーと同様に開くような特殊な構造のグリップ部は周知事実のいずれにも開示されていないから、甲 8 発明の台車用安全カバーに周知技術のグリップ部を取り付けると、台車用安全カバーを開けなくなり、製品を開いて台車のハンドルに挟み込んで装着することができなくなるし、台車のコ字状のハンドルには端部がないので、グリップ部にハンドルを挿入することができず、結局グリップ部を取り付けることができないから、甲 8 発明に周知技術のグリップ部を適用することには阻害要因がある。

(4) 甲 8 発明が公知であるとも公然実施されていたともいえないことについて

「台車用安全カバー おててまもるくん」の販売日を立証する証拠は、請求書（甲 5 1 の 3 の 1）の金額と精算書（甲 5 1 の 3 の 2）であるが、両者の金額や日付が一致するだけでは両者を客観的に紐付けすることはできず、上記請求書と精算書とは紐付されていないから、両者は同一料金の別商品に関するものであるという疑いが残り、上記請求書と精算書からでは、「台車用安全カバー おててまもるくん」の販売日が明らかとはいえない。

また、請求書（甲 5 1 の 3 の 1）は、平成 28 年 8 月 22 日の日付で「台車用安全カバー おててまもるくん」の販売代金の請求がされたことになるが、長岡産業代表取締役の陳述書（甲 3 5）には、甲 8 の 3 のカタログ作成は同年 9 月 2 日であるとの陳述がある（7 頁）。そうすると、同年 8 月 22 日に販売された製品の構成が甲 8 の 3 のカタログの構成と同一であるとは認められず、上記製品の構成について客観的な証拠に基づく証明がされていない。

仮に、「台車用安全カバー おててまもるくん」の販売が平成 28 年 8 月 22 日とすると、本件優先日は同月 31 日であり、その差は 9 日しかない。同月日の販売が秘密保持契約を結んだ上でのお試し販売又はモニター販売であ

るとすると、「台車用安全カバー おててまもるくん」の販売日とされる同月
22日には公知とならない。秘密保持契約を結んだ上での販売でなかったと
しても、わずか9日（土曜、日曜を挟むので実質7日）の間に、購入者にお
いて実際に梱包が解かれ、製品が使用されたか不明である。すなわち、この
9日間（5）の間に甲8の3の製品が実際に公知の状態になったか明らかでない。

以上のとおり、「台車用安全カバー おててまもるくん」の販売日に関する
客観的証拠は存在せず、どのような構成の製品が販売されていたのかも不明
であるから、甲8発明が本件優先日の前に公知であり、公然実施されていた
ことの立証がされていない。

10 2 取消事由2（無効理由3に係る本件各発明の進歩性判断の誤り）について

〔原告の主張〕

(1) 甲9発明又は甲10発明と甲3発明との組合せに関する容易想到性の判断
の誤り

ア(ア) 本件審決は、甲3は『保護部材』が『使用者が手で握るグリップ部』
を有する構成を備えるものではない」から、甲9発明に甲3発明を適用
したとしても、甲9相違点2に係る本件発明1の構成である「保護部材」
が「使用者が手で握るグリップ部」を有する構成には至らないと判断し
た。
15

しかし、甲3発明には、使用者が手で握る部分である「緑表示」があ
り、これが「手で握るグリップ」部に相当する。
20

甲9や甲10の長尺状の部材に甲3の一对の鏢状のガードを取り付け
た際に、持つ位置を視覚的に表示させる「緑表示」を併せて採用するこ
とも、当業者は容易に想到し得る。

甲9や甲10の台車は垂直部分を持って使用する台車であるのに対し、
甲3の写真2・図3等で示される台車は水平部分のハンドルを持って使
用する台車であるという相違があるものの、当業者は、甲9や甲10の
25

記載から、台車を握った手が、壁のみならずその周囲に存在する物体と台車との間に手が挟まれることを理解するから、上記相違は甲3を適用することの阻害要因とならない。甲9や甲10の台車には水平の取っ手部分はないが、甲3に接した当業者であれば、甲9や甲10の台車の使用者が持つ位置に甲3の「緑表示」を採用し、その近傍に鏝状ガードを取り付けることができたといえる。

したがって、甲9発明と甲3発明との組合せにより、甲9相違点2に係る構成に想到する。

(イ) 甲9相違点3に係る構成は、甲3発明にそもそも備わっている構成であり、前記のとおり甲9発明に甲3発明を組み合わせる動機付けがあるから、この動機付けに基づいて甲9発明に甲3発明を組み合わせることで、甲9相違点3の構成に想到し得た。

また、甲12や甲33のように、上下方向に沿った長尺状の部材を、運搬台車の4隅に位置する上下方向に沿った挿入孔に挿入する構成は、台車において周知・慣用であり、甲9発明の「枠状フレーム」を運搬台車の4隅に位置する上下方向に沿った挿入孔に挿入して構成することは当業者であれば容易に想到し得たから、甲9相違点1に係る構成も当業者が容易に想到し得た。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)によれば、甲9発明と甲3発明とを組み合わせることで、甲9相違点1ないし3に係る構成に容易に想到する。本件審決の判断は、持つ位置を視覚的に表示させる「緑表示」を考慮せず、そもそも本件発明1に至らないと判断している点において誤りである。この点は甲10との関係でも同様である。

イ 仮に、甲3発明の「緑表示」を甲9発明と組み合わせなかったとしても、次のとおり、本件審決における甲9発明と甲3発明の組合せに関する容易想到性の判断は誤っている。

甲 3 発明では、もともと、「鏢状のガード」だけではなく、手で握る部分を明示する機能を有する「緑表示」(手で握る部分であるから「グリップ部」に対応する)が存在しているから、「甲 3 発明は・・・グリップ部を要さない」とは言えない。むしろ、甲 3 発明では「鏢状のガード」のみならず、
5 手で握る部分を明示する機能を有する「緑表示」をも存在させており、「鏢状のガード」を使用する際には、手押部材そのもの以外に「グリップ部」をも設けることが、当然の前提とされている。

このように、甲 3 発明の「鏢状のガード」は手で握る部分を明示する機能を有する部材「緑表示」と共に用いられるものである以上、甲 3 発明の
10 「鏢状のガード」を甲 9 発明又は甲 10 発明の台車に適用する際に、甲 3 発明が元々有していた「緑表示」を手がかりに、鏢状ガードに周知・慣用技術のグリップ部を適用するという動機付けが存在する。

したがって、甲 3 に接した当業者は、甲 3 の「緑表示」と同様に、手で握る部分を明示する機能を有する周知のグリップ部を適宜の作業を行った上で台車に取り付けようとするはずであり、グリップ部を組み合わせようとする発想に至ることはないとはいえない。
15

本件審決は、甲 9 相違点 2 について、甲 9 発明に甲 3 発明を適用したとしても、甲 9 相違点 2 に係る本件発明 1 の構成である「保護部材」が「使用者が手で握るグリップ部」を有する構成には至らないと判断したが、この判断は誤りであり、本件審決は違法として取り消されるべきである。
20

(2) 甲 9 発明又は甲 10 発明と甲 8 発明との組合せに関する容易想到性の判断の誤り

前記 1〔原告の主張〕(1)のとおり、甲 8 発明の台車用安全カバーはコ字状のハンドルにのみ使用される製品ではない。むしろ、甲 9 に、棒状の手押部材においても手挟みの危険があることが開示されている以上、甲 8 発明の台車用安全カバーを、甲 9 における台車に対し、その課題を解決する目的で取
25

り付けることの動機付けがある。甲 8 発明の台車用安全カバーを甲 9 発明の台車に適用する場合において、手で掴む部分として手押部材を覆う手押部材とは別の部材のグリップ部を設けることは、本件各発明の課題とは関係のない付加的な構成に過ぎず、手押部材とは別の部材のグリップ部を設けることは当業者に極めてよく知られた周知・慣用技術であったから、当業者は当該構成に容易に想到し得たものである。

したがって、甲 9 相違点 2 及び 3 に係る構成、すなわち、本件発明 1 が「グリップ部」、「保護部」及び「取付穴」からなる「保護部材」である点で本件発明 1 と甲 9 発明が相違するという点は、甲 9 発明と甲 8 発明とに基づいて容易に想到し得たものである。この点は甲 10 発明についても同様である。

甲 9 相違点 1 については、前記(1)ア(イ)に述べたとおりである。

以上によれば、甲 9 発明又は甲 10 発明に甲 8 発明を適用し、その際に周知・慣用技術であるグリップ部を適用することで本件発明 1 の構成に至るから、甲 9 発明を主引例、甲 8 発明を副引例とする容易想到性に関する本件審決の判断は誤りである。

〔被告の主張〕

(1) 甲 9 発明又は甲 10 発明と甲 3 発明との組合せについて

ア 甲 3 の「緑表示」は、甲 3 の写真や図を見る限り、ハンドルに緑の着色をしたものにすぎないと考えられ、仮に何らかの部材が巻き付けられているとしても、緑色のテープのようなものにすぎず、ハンドルと別部材のグリップとはいえない。すなわち、甲 3 の「緑表示」は、鏢状のガードに設けられているものではなく、台車のコ字状のパイプの水平方向に沿った取っ手に表示されたものであり、正しい持ち手位置を表示するためのハンドルの緑色の部分にすぎないから、本件発明 1 のように保護部材自体に設けられるグリップ部に相当するものではない。

イ 甲 3 の 1 の図 3 によれば、甲 3 の鏢状ガードの外形寸法は 100 mm で

あり、この鏢状ガードが装着される台車の取っ手のパイプの径は34mmとされているから、取っ手のパイプの外周から鏢状ガードの半径方向外端までの長さは33mm $((100\text{mm} - 34\text{mm}) \div 2)$ となる。

5 そうすると、前記1〔被告の主張〕(1)エのとおり、人の手のひらから手の甲までの厚みは約42mmであるから、これよりも短い33mmでは、取っ手を掴んだ手が鏢状ガードの外端からはみ出してしまい、周囲の物体との接触から取っ手を握る手の保護を図ることができない。

10 上記図3には、「積荷との干渉を防止するために、支柱と取っ手間の距離を80mm以上確保する。」との記載があるが、甲3の鏢状ガードに積荷と手との接触を防止する機能があるならば、このように支柱と取っ手との間の距離を確保する必要はなく、この記載からも、甲3の鏢状ガードに積荷と手の接触を防止する機能がないことが分かる。

15 つまり、甲3の鏢状ガードは、取っ手を持つ位置の末端に取り付けられ、手が取っ手を持つ位置の末端を超えて移動することを規制して手が取っ手から脱落することを防止する機能により、手指の挟まれ防止を図るものであり、鏢状ガード自体で手と周囲の物体との接触を防止するものではない。したがって、甲3の鏢状ガードを甲9又は甲10の台車の手押部材の「手で掴むことができる部分」に適用しても、グリップ部を掴んだ手の甲（中手骨頭）が鏢状ガードの外端からはみ出してしまうため、手と周囲の物体との接触を防止することができない。

ウ 甲9及び甲10には、保護部材を取り付ける示唆が全く存在しない。

25 甲9に関していえば、写真2ないし4の説明として、「台車は身近で扱いやすく多くの職場で使用されているが、挟んだり、ぶつけるなどの災害が繰り返し発生している」という記載があるのみである。ここから、かかる災害を防止すべく、長尺の棒状部材に保護部（材）を取り付ける発想に当然に至る示唆があるとはいえない。

また、甲10に関して、「災害の概要・・・作業員Aは台車を空台車レーンに入れるため、台車を後方に方向転換をした。その際に後方から来た作業員Bの台車との間で右手首をぶつけて負傷した。視点の視点・・・工程内を通過する運搬作業員に対して通行ルールを決め運用徹底とした（一方通行が望ましい）」と記載されている。すなわち、台車同士の衝突を防ぐためにはむしろ通行ルールを定めた対策をすることが示唆されており、長尺の棒状部材に対して保護部（材）を取り付けることは何ら示唆されていない。

以上のような甲9及び甲10に接した当業者において、事故防止という課題を解決するため、長尺の棒状部材に保護部材を採用するという発想に至ることは考えられない。

エ 甲3の一对の鉤状のガードは、台車のコ字状のパイプの水平方向に沿った取っ手において、これ以上左右方向に手が移動すると手挟みの危険がある位置に一对の鉤状のガードを取り付け、この一对の鉤状のガードで手の移動範囲を規制することにより、取っ手の両端やそこから下向きに延びる支柱を握ることにより手が周囲の物体に接触するのを防止するためのものであり、鉤状ガード自体で手と周囲の物体との接触を防止するものではないから、水平の取っ手部分が存在しない甲9又は甲10に、水平の取っ手部分での手の移動範囲を規制する甲3の一对の鉤状のガードを適用する動機付けがない。

また、甲9又は甲10の長尺状の部材は上下方向にまっすぐで、長尺状の部材のどこを握っても手挟み事故の可能性があるから、この長尺状の部材に甲3の一对の鉤状のガードを取り付けて手の移動範囲を規制したとしても、甲9又は甲10では本件発明1のグリップ部のように握る位置の特定がされないから、その移動範囲内で長尺状の部材を握った位置で周囲の物体との間の手挟みが生じる可能性がある。したがって、この点からも

甲 9 又は甲 10 に甲 3 を組み合わせる動機付けは存在しない。

5
そもそも、取っ手における手の移動範囲を規制することにより手挟みを防止する甲 3 の鏢状のガードと、保護部をグリップ部の外周面よりも外側に突出させてグリップ部を掴んだ手が周囲の物体に接触しないように保護することによって手挟みを防止する本件発明 1 の保護部材とは、その作用、機能を全く異にし、甲 3 の一対の鏢状のガードを、甲 9 又は甲 10 の長尺状の部材に取り付けて手の移動範囲を規制しても、本件発明 1 の保護部材のような手挟み防止の機能を発揮することはできない。

10
加えて、甲 3 の鏢状ガードを甲 9 又は甲 10 に適用する場合であっても、例えば、甲 3 の鏢状ガードを任意の位置に取り付けたときに、作業者は身長に応じて鏢状ガードよりも下側を掴むか上側を掴むかを定めるために、使用者の手の下側に鏢状のガードを付ける動機付けはない。

オ 甲 3 の鏢状のガードは、上下に分割されたパーツでコ字状のハンドルの取っ手部分を上下から挟み込んで取り付けるものであるから（甲 3 の 1 の 33、34 頁）、甲 3 の鏢状のガードにグリップ部を付けると、グリップ部が邪魔になってパーツを分割できなくなり、甲 9 又は甲 10 の長尺状の部材に装着することができないという阻害要因がある。

20
また、前記イ、エのとおり、甲 3 の鏢状ガードは、台車のコ字状のパイプの水平方向に沿った取っ手において、これ以上左右方向に手が移動すると手挟みの危険がある位置に一対の鏢状のガードを取り付け、手の移動範囲を規制するためのものであり、甲 3 の 34 頁の図 3 には、鏢ガード（赤色エンドストッパー）は、「台車幅を超えない」とする注意書きがある。そうすると、甲 9 又は甲 10 に甲 3 の鏢状ガードを適用すると、上記「台車幅を超えない」との注意書きに反し、鏢状ガードが台車幅を超えて取り付けられることになりかねない。甲 3 に接した当業者が「台車幅を超えない」とする注意書きに反するような使用方法を適用することはないから、この

意味においても阻害要因がある。

カ 以上のとおり、甲 3 発明の「緑表示」はグリップ部ではないし、鏝ガードに手を接触から保護する機能はなく、甲 9 発明又は甲 10 発明に甲 3 発明を組み合わせる動機付けもなく、むしろ阻害要因があるから、甲 9 相違点 2 が容易想到ではないと判断した本件審決に誤りはない。

キ 甲 9 相違点 3 については、甲 9 相違点 2 と同様に、甲 3 発明の「緑表示」はグリップ部ではないし、鏝ガードに手を接触から保護する機能はなく、甲 9 発明ないし甲 10 発明に甲 3 発明を組み合わせる動機付けもなく、むしろ阻害要因があるから、甲 9 相違点 3 は容易想到ではない。

甲 9 相違点 1 については、甲 1、10、11、33、44、46、47 及び 52 には、台車の 4 隅の挿入孔に挿入される棒状部材という構成が開示されておらず、当該構成は相当多数の刊行物に開示されているものではないために周知事実とはいえない。また、この点を措くとしても、前記 1 [被告の主張] (3)ウのとおり、本件発明 1 によれば、運搬台車の何れの側に立って保護部材のグリップ部を掴んでも、グリップ部を掴んだ手を保護することができるという極めて顕著な効果を奏することができるから、単に台車の 4 隅の挿入孔に挿入される棒状部材という構成が周知技術であるからといって、本件発明 1 の課題を解決することにはならず、甲 9 相違点 1 に係る構成は、周知技術から容易に想到できる構成ではない。

(2) 甲 9 発明又は甲 10 発明と甲 8 発明との組合せについて

甲 8 の 3 の台車のハンドルでは、その水平部分を握ってれば、周囲の物体との間で手の接触は生じないが、ハンドルのカーブ部分を握ると、周囲の物体との間で手の接触を生じて手挟み事故が発生する場合がある。そのため、甲 8 発明は、ハンドルのカーブ部分に台車用安全カバーを取り付け、手がハンドルのカーブ部分にかからないようにして、ハンドルを掴んだ手が周囲の物体に接触しないようにするものである。

これに対し、甲 9 及び甲 10 の台車の長尺状の部材にはカーブ部分が存在しないから、甲 8 の 3 と課題の共通性がなく、甲 8 発明の台車用安全カバーをカーブ部分以外に取り付けても、周囲の物体から手を保護することができないから、甲 8 発明を甲 9 又は甲 10 に適用する動機付けがない。

5 第 4 当裁判所の判断

1 本件各発明の技術的意義等

(1) 特許請求の範囲

本件特許に係る特許請求の範囲の記載は、別紙 1 特許公報（特許第 6 5 3 5 7 9 2 号）の【特許請求の範囲】に記載のとおりである（前記第 2 の 2）。

10 (2) 本件明細書及び図面の記載

本件明細書の記載は、別紙 1 特許公報の【発明の詳細な説明】のとおりであり、図面の記載は、別紙 1 特許公報の【図 1】ないし【図 17】のとおりである。

(3) 本件各発明の技術的意義

15 上記(1)の特許請求の範囲並びに上記(2)の本件明細書及び図面の記載によれば、本件各発明の技術的意義は次のとおりであると認められる。

ア 技術分野

20 本件各発明は、保護部材に関するものであり、特に、使用者の手に運搬台車の周辺の物体等に接触しないように保護する保護部材等に関する（段落【0001】）。

イ 背景技術及び課題

25 建設現場等で使用される運搬台車には、手押し棒として単管を挿入可能なコーナ部材が四隅部に設けられた運搬台車があり、使用者は、運搬台車の移動の際に、運搬台車の本体に差し込んだ単管を手押し棒として用いることができるが、手押し棒を用いて運搬台車を移動させる際には、手押し棒を掴んでいる（握っている）使用者の手が壁等といった周辺に存在する

物体に接触するおそれがある。本件各発明は、このような問題点に鑑みてなされたものであり、使用者の手が運搬台車の周辺の物体等に接触しないようにすることを目的とする（段落【0002】～【0004】）。

ウ 課題を解決するための手段

5 本件各発明は、運搬台車の四隅に位置する挿入孔に挿入される長尺の棒状部材に対して取り付けられる保護部材であって、使用者が手で掴むグリップ部と、前記グリップ部の下側に位置し、前記グリップ部の外周面よりも外側に突出させて前記グリップ部を掴んだ手が周囲の物体に接触しないように保護する保護部と、前記棒状部材が挿入される取付穴と、を有し、
10 前記取付穴に前記棒状部材が挿入される方向から見て、前記保護部は、略円形又は円板状であることを特徴とする（段落【0005】）。

エ 本件各発明の効果

本件各発明によれば、使用者の手が運搬台車の周辺の物体等に接触しないようにすることができる（段落【0006】）。

15 2 本件各発明の要旨認定について

(1)ア 本件発明1は、前記第2の2(2)のとおり構成要件に分説することができる
20 ところ、構成要件1A及び1F並びに本件明細書の段落【0001】の記載によれば、本件発明1は「保護部材」という物の発明である。また、構成要件1A、1D及び1Eは、本件発明に係る「保護部材」を、他の装置である「長尺の棒状部材」に関する事項を用いて特定しようとするものである。

イ 構成要件1Aでは、「保護部材」が「長尺の棒状部材に対して取り付けられる」ことが特定されている。「棒」の辞書・辞典に掲載された意味は、「①手に持てるほどの細長い木・竹・金属などの称。④一直線であること。単調で変化に乏しいこと。」（広辞苑第5版。甲42）、「㊦手に持てるほどの細長い木・竹・金属など。また、細長いものの総称。㊧描いた線。直線。」
25

(新装改訂新潮国語辞典。甲70)、「①手に持てるくらいの細長い木・金属・竹など。②まっすぐに引いた線。」(辞林21。甲72)、「①(手で握れ、肩に担げるほどの)細長い直線状の木(竹・金属など)」(新明解国語辞典第6版。乙1)といった内容である。

5 上記のとおりである「棒」の通常の意味を踏まえると、構成要件1Aにおいて、「保護部材」は、手で持てる程度の細長い部材に対して取り付けられることが特定されており、保護部材の用途が特定されているといえる。また、長尺の棒状部材は「運搬台車の4隅に位置する挿入孔に挿入される」
10 ものであるとされているから、長尺の棒状部材の太さや長さが、運搬台車の挿入孔に挿入されるものとして通常想定される程度であることが特定されている。

「棒」の辞書における意味によれば、細長い直線状の物を意味する場合と、直線状か否かを問わず細長い物を意味する場合があるが、本件発明1で「保護部材」を特定する「棒状部材」は、「長尺の」ものとされている。
15 また、本件明細書において記載された本件各発明の実施形態及びこれらの実施形態に関する図面では、「棒状部材」はいずれも直線のものとなっており、直線上の部材を「長尺状」の部材と記載しているものがあって(段落【0013】、【0014】、【0034】、【図5】、【図7】等)、これらのことからすると、本件発明1における「長尺の棒状部材」は、直線の細長い
20 部材を指すものと認められ、当業者も本件明細書及び図面の記載からこれを認識することができるといえる。

ウ 構成要件1Cにおける「前記グリップ部」とは、構成要件1Bにおいて「使用者が手で握む」ものと特定されるものであるが、構成要件1Cは、「保護部」が、当該使用者が手で握むグリップ部の下側に位置すると特定
25 している。構成要件1Aの特定も踏まえると、保護部材が長尺の棒状部材の垂直方向に沿って取り付けられた場合においてグリップ部の下側に保

護部材が存在することが特定されていると認められる。また、構成要件 1 Cでは、「保護部」が、グリップ部を掴んだ手が周囲の物体に接触しない程度にグリップ部の外周面から外側に突出していることが特定されていることも認められる。

5 エ 構成要件 1 Dにおける「前記棒状部材」は、構成要件 1 Aにおいて特定されるものである。そして、構成要件 1 Dでは、保護部材の一部を構成する「取付穴」が、構成要件 1 Aで特定される「棒状部材」が挿入されるものであるとされており、「保護部材」に、直線状の棒状部材が差し込まれる穴あるいはくぼみが存在することが特定されていると認められる。

10 オ 構成要件 1 Eにおける「前記保護部」は、構成要件 1 Cにおいて特定されるものである。そして、構成要件 1 Eは、構成要件 1 Aで特定される「棒状部材」が構成要件 1 Dで特定される取付穴に差し入れられる方向という視点の特定によって、「保護部」の形状が略円形であることを特定するものであると認められる。

15 (2) 本件発明 2 ないし本件発明 7 の構成要件は前記第 2 の 2 (3) のとおりであり、本件発明 3 は本件発明 1 の構成要件 1 E が 2 E 「前記保護部は、円板状である。」に変わっている。

構成要件 2 E の「前記保護部」は、構成要件 1 C において特定されるものであり、保護部の形状が円板状であることを特定するものである。

20 3 取消事由 1（無効理由 2 に係る進歩性判断の誤り）について

(1) 甲 8 発明の認定について

ア 証拠（甲 8 の 1～3、35、51 の 3 の 1・2）によれば、次の事実が認められる。

(ア) 長岡産業は、平成 26 年 2 月 26 日に「パイプカバー（安全カバー）」
25 という名称の台車用安全カバー（前記第 2 の 4 (2) ア (ア) の ③。以下「甲 8 商品 3」という。）の販売を開始した。

(イ) 長岡産業は、平成28年8月22日、「台車用安全カバー おててまもるくん」という名称の台車用安全カバー（前記第2の4(2)ア(ア)の②。以下「甲8商品2」という。）の販売を開始した。

5 甲8商品2は、寸法を外径106mm、内径26mm、長さ100mm、厚み40mmとした本体を有し、本体の外周部にはスリットがあつて、このスリットを通じてハンドルが挿入される取付穴を有しており、本体の外周部からスリットを通じてハンドルが挿入される方向と直交する方向であつて、取付穴を向く方向から見て、本体は略円形である。甲8商品2の本体部分は発泡ポリエチレン素材であり、塩化ビニルのシートが外周に巻かれている。

10 甲8商品2のパフレット（甲8の3）には、商品の写真が掲載されているほか、その下に、まず、「Before」として台車のコ字状のハンドルを持つ手が周囲の物体に接触して手が挟まれた状態の写真が、次に、「装着」として台車のハンドルに甲8商品2を装着している状態の写真が、さらに、「After」として台車のコ字状のハンドルのカーブ部分に甲8商品2が装着され、甲8商品2の上部にハンドルを持つ手が置かれている写真が、それぞれ掲載されている。また、「簡単に取付できます!!」との見出しの下に甲8商品2の装着方法に関する3枚の写真も掲載されている。

20 (ウ) 長岡産業は、本件優先日（平成28年8月31日）よりも前に、甲8商品2を顧客に販売した。

(エ) 長岡産業は、平成30年、「台車安全カバー おててまもるくん」という名称の台車用安全カバー（前記第2の4(2)ア(ア)の①。以下「甲8商品1」という。）の販売を開始した。

25 甲8商品1には、外径、長さ又は厚みが異なる3種類の商品があり、そのうちのひとつである「おててまもるくん（40t）」は、外径、内径、

長さ及び厚みが甲 8 商品 2 と同一である。甲 8 商品 1 も、甲 8 商品 2 と同じく、本体部分は発泡ポリエチレン素材であり、塩化ビニルのシートが外周に巻かれている。

5 甲 8 商品 1 のパンフレット（甲 8 の 2）には、「ここがポイント！！」との見出しの下、「台車に取り付けることで、作業員の手挟み事故を防止！掌握部も分かりやすくなり、安全指導がしやすくなります」との記載、及び「取り付けはとても簡単。ハンドルのカーブ部分に挟み込み、テープをはがして包むだけ！」との記載が存在する。また、写真として、甲 8 商品 2 のパンフレットの「Before」の写真、「After」の写真及び装着方法に関する 3 枚の写真と同一の写真が掲載されている。

10 イ 上記アの認定事実によれば、甲 8 の 1 ないし 3 に示された長岡産業の商品は、販売開始が古いものから順に甲 8 商品 3、甲 8 商品 2、甲 8 商品 1 の 3 種類があり、このうち甲 8 商品 3 及び甲 8 商品 2 が本件優先日の前に販売された商品である。

15 また、甲 8 商品 2 のパンフレットに掲載された写真の内容からすれば、甲 8 商品 2 は、コ字状のハンドルのカーブ部分に取り付けることにより、使用者の手がハンドルの上下方向の直線部分に掛からないように規制し、これによって使用者の手が台車のハンドルと壁などの周囲の物体との間に挟み込まれる手挟み事故を防止する機能を有するものであると認められる。甲 8 商品 2 は、甲 8 商品 1 のうち「おててまもるくん（40 t）」と同一の構成の商品であると認められるところ、甲 8 商品 1 のパンフレットには、甲 8 商品 1 の取り付けに関して「ハンドルのカーブ部分に挟み込み」20 との記載及び「掌握部も分かりやすくなり」との記載があること、及び、甲 8 商品 1 のパンフレットにも台車用安全カバーがコ字状のハンドルのカーブ部分に取り付けられた写真が掲載されていることも、甲 8 商品 2 が 25 上記機能を有することを裏付けるといえる。そして、甲 8 商品 2 の記載や

掲載された写真の内容からすれば、当業者は、甲 8 商品 2 が、コ字状のハンドルのカーブ部分に取り付けることにより、使用者の手がハンドルの上下方向の直線部分に掛からないように規制し、これによって手挟み事故を防止するものであることを理解することができたと認められる。

5 ウ 上記ア及びイによれば、本件審決が甲 8 商品 2 を前提に認定した甲 8 発明の内容（前記第 2 の 4 (2)ア(ア)）は相当であり、かつ、甲 8 発明が本件優先日の時点で公然実施されていたと認められる。

 被告は、前記第 3 の 1 [被告の主張] (4)のとおり、本件優先日の時点で、甲 8 発明が公然知られた発明であったとも、公然実施された発明であるとも認められないと主張するが、上記アに挙げた各証拠によれば、甲 5 1 の
10 3 の 1 の平成 2 8 年 8 月 2 2 日付け請求書は、長岡産業が同日顧客に甲 8 商品 2 を販売したことに係るものであると認められるから、本件優先日の時点では、既に甲 8 商品 2 が顧客に販売されており、甲 8 発明が少なくとも公然実施されたと認められる。

15 したがって、被告の上記主張は採用することができない。

(2) 甲 8 発明と本件各発明との相違点について

 前記(1)の甲 8 発明の認定と、前記 2 の本件発明 1 の要旨認定の内容を踏まえ、甲 8 発明と本件発明 1 との一致点及び相違点を検討する。

20 ア 甲 8 発明の「台車に固定され、グリップ部である水平部分と、水平部分の両端から延びるカーブ部分と、水平部分の両端からカーブ部分を介して下向きに延びる上下方向に沿った部分と、を有する、コ字状のハンドル」と、本件発明 1 の「長尺の棒状部材」は、いずれも台車の「手押部材」であるという点で共通する。また、甲 8 発明の「台車用安全カバー」は本件発明 1 の「保護部材」に相当する。したがって、甲 8 発明の「コ字状のハンドルのカーブ部分に対して取り付けられる台車用安全カバー」と、本件
25 発明 1 の「運搬台車の 4 隅に位置する挿入孔に挿入される長尺の棒状部材

に対して取り付けられる保護部材」(構成要件1 A)は、「手押部材に対して取り付けられる保護部材」である点で共通する。

他方、本件発明1の「長尺の棒状部材」は長尺の直線状の部材を指すと認められるから、甲8発明の台車用安全カバーは「コ字状のハンドルのカーブ部分に対して取り付けられる」ものであるのに対し、本件発明1の保護部材は長尺の棒状部材に対して取り付けられるという点は、甲8発明と本件発明1との相違点であると認められる。

イ 甲8発明の「寸法を外径106mm、内径26mm、長さ100mm及び厚み40mmとし、グリップ部を掴んだ手が周囲の物体に接触しないようにする本体」は、本件発明1の構成要件Cの「グリップ部の外周面よりも外側に突出させて前記グリップ部を掴んだ手が周囲の物体に接触しないように保護する保護部」に対応する。

他方、甲8発明の台車用安全カバーの寸法は上記のとおり定まっているが、本件発明1の保護部は、グリップ部を掴んだ手が周囲の物体に接触しない程度にグリップ部の外周面から外側に突出しているという特定がされているものの、具体的な寸法は定まっておらず、この点は甲8発明と本件発明1との相違点であると認められる。

ウ 甲8発明の「本体の外周部からスリットを通じてハンドルが挿入される取付穴」は、本件発明1の「棒状部材が挿入される取付穴」に相当する。

エ 甲8発明の「本体の外周部からスリットを通じてハンドルが挿入される方向と直交する方向であって、取付穴を向く方向から見て」とは、本件発明1の「前記取付穴に前記棒状部材が挿入される方向から見て」と同様の視点を特定しているから、甲8発明と本件発明1は、同じ視点から見れば、いずれも「保護部は、略円形である」点である点で共通する。

オ 上記アないしエによれば、甲8発明と本件発明1との一致点と相違点は以下のとおりであると認められる。

[一致点]

「手押部材に対して取り付けられる保護部材であって、
グリップ部の外周面よりも外側に突出させて前記グリップ部を掴んだ手が周囲の物体に接触しないように保護する保護部と、
5 手押部材が挿入される取付穴と、を有し、
前記取付穴に前記手押部材が挿入される方向から見て、保護部は、略円形である」点。

[相違点]

甲 8 相違点 1 (前記第 2 の 4 (2) ア (イ)) のとおり。

10 さらに、前記アの説示によれば、本件発明 1 の「長尺の棒状部材」は長尺の直線状の部材を指すと認められるから、甲 8 発明の台車用安全カバーは「コ字状のハンドルのカーブ部分に取り付けられる」ものであるのに対し、本件発明 1 の保護部材は長尺の棒状部材に対して取り付けられる点
(以下「取付位置に係る相違点」という。) でも相違している。

15 カ 甲 8 発明と本件発明 1 との相違点として本件審決が認定したもの(前記第 2 の 4 (2) ア (イ)) のうち、甲 8 相違点 2 は、前記エの説示によれば、甲 8 発明と本件発明 1 との相違点となるとは認められない。

20 また、甲 8 相違点 3 は、甲 8 発明における台車用安全カバー及び本件発明 1 における保護部材の用途を特定する物としての手押部材の違いを述べるものであって、甲 8 発明における台車用安全カバーと本件発明 1 における保護部材との相違点とはいえない。したがって、甲 8 発明と本件発明 1 との相違点は、甲 8 相違点 1 及び取付位置に係る相違点のみであると認められる。

25 キ 前記第 2 の 2 (3) のとおり、①本件発明 2 は、本件発明 1 の構成要件 1 A ないし 1 F を全て含み、②本件発明 3 は、本件発明 1 の構成要件のうち、1 E を「前記保護部は、円板状である。」(構成要件 2 E) に変更したもの

であり、③本件発明 4 ないし 7 は、本件発明 1 の構成要件 1 A ないし 1 F を全て含むか、又は本件発明 3 の構成要件 1 A ないし 1 D、2 E 及び 1 F を全て含むものである。

そうすると、本件発明 2 ないし 7 は、いずれも、甲 8 発明との関係で、
5 甲 8 相違点 1 及び取付位置に係る相違点があると認めることができる。

ク 以上のとおり、甲 8 発明と本件各発明との一致点及び相違点に係る本件
審決の判断には相当でない部分があるものの、これによって直ちに本件審
決の判断が違法となることはなく、甲 8 相違点 1 を前提に、当業者が、本
件優先日の技術水準に基づいて、これらの相違点に対応する本件各発明を
10 容易に想到することができたかどうかを判断すべきである。

(3) 容易想到性について

前記(1)のとおりである甲 8 発明の内容によれば、甲 8 発明の台車用安全カ
バーは、その本体、すなわち甲 8 発明の全体が保護部を構成しており、作業
者の手挟み事故を防止するとともに、手押部材の掌握部、すなわち台車のコ
15 字状のハンドルのグリップ部の位置を使用者に認識させる作用をもつもので
あるといえる。このことは、甲 8 商品 2 と同一の構成の商品を含む甲 8 商品
1 に係るパンフレット（甲 8 の 2）に、「台車に取り付けることで、作業員の
手挟み事故を防止！掌握部もわかりやすくなり、安全指導がしやすくなりま
す」との記載があることから裏付けられる。

このように、甲 8 発明の台車用安全カバーは、コ字状のハンドルの水平部
20 分をグリップ部とすることを前提として、コ字状のハンドルのカーブ部分に
取り付ける台車用安全カバー（保護部材）であって、これによって手挟み事
故の防止を図るものであるから、甲 8 発明の台車用安全カバー（保護部材）
にグリップ部を設けることは全く想定されていないといえる。

そうすると、仮に、台車の手押部材にグリップ部を設けること、又は台車
25 等の保護部をグリップ部と一体化したものとすることが、本件優先日の時点

で周知技術であったとしても、甲 8 発明の台車用安全カバー（保護部材）に接した当業者において、これらの周知技術を甲 8 発明に適用する動機付けがあったとは認められない。

したがって、引用発明である甲 8 発明に基づいて、甲 8 相違点 1 に係る本件各発明の構成が容易に想到できたとは認められず、甲 8 発明を前提とする
5 進歩性に関する本件審決の判断に誤りがあるとは認められない。

(4) 前記第 3 の 1〔原告の主張〕について

ア 原告は、前記第 3 の 1〔原告の主張〕(1)のとおり、甲 8 発明の台車用安全カバーは、直線の棒にも装着可能であり、コ字状のハンドルのカーブ部分
10 に対してのみ取り付け可能な製品ではないから、本件審決における甲 8 発明の認定は誤りであると主張する。

この点、長岡産業代表取締役である甲の陳述書（甲 5 3）には、甲 8 商品 2 は、甲 8 商品 1 とともに、カーブ部分に装着することに特化した形状（特に孔の形状）となっておらず、曲がっていない直線の棒にも装着可能な
15 ものであった旨の陳述がある。

しかし、甲 8 商品 2 の本体及び取付穴の形状から、物理的には直線の棒に装着することが可能であるとしても、甲 8 商品 2 のパンフレット（甲 8 の 3）及び甲 8 商品 2 と同一の構成の商品が含まれる甲 8 商品 1 のパンフレット（甲 8 の 2）の各記載及び掲載された写真からすれば、甲 8 商品 2、
20 すなわち甲 8 発明の台車用安全カバーは、コ字状のハンドルのカーブ部分に取り付けることにより、使用者の手がハンドルの上下方向の直線部分に掛からないように規制し、これによって手挟み事故を防止するものであると認められる。

上記各パンフレットに掲載された、各商品が台車のハンドルに装着された状態の写真は、いずれもコ字状のハンドルのカーブ部分に装着されたものを撮影したものであって、直線の部分に装着した写真ではないと認めら
25

れる。また、甲 8 の 2 には、「ハンドルのカーブ部分に挟み込み、テープをはがして包むだけ！」と表記されているのであって、カーブ部分に挟み込むことが単なる使用の一例にすぎない旨の記載はされていない。

5 以上のとおり、甲 8 発明に関する本件審決の認定に誤りがあるとは認められない。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。

イ 原告は、前記第 3 の 1 [原告の主張] (2) のとおり、本件審決が認定した甲 8 相違点 2 及び甲 8 相違点 3 は誤りであると主張する。

10 甲 8 発明と本件各発明の相違点として、甲 8 相違点 2 及び甲 8 相違点 3 が認められないことは、原告の主張のとおりである。

15 しかし、甲 8 発明と本件各発明の相違点として、甲 8 相違点 1 が認められ、甲 8 相違点 1 に係る本件各発明の構成が容易に想到できたとは認められないから、甲 8 相違点 2 及び甲 8 相違点 3 の認定の誤りにかかわらず、甲 8 発明を主引例とし、これに技術的事項等を適用して、当業者が本件各発明を容易に想到することができたとはいえないと判断した本件審決に違法な点はない。

したがって、原告の上記主張は取消事由 1 が認められないとの結論を左右しない。

20 ウ 原告は、前記第 3 の 1 [原告の主張] (3) アのとおり、①本件審決が「甲 8 発明にグリップ部を付加しても本件発明 1 の構成に至らない」と判断したことは誤りである、②台車の手押部材とは別の部材のグリップ部を設けることは当業者によく知られた周知・慣用技術であったのであり、甲 8 発明においてグリップ部と保護部を一体のものとして構成することに困難性はなく、甲 8 発明の台車用安全カバーに更にグリップ部を付加する動機がないとか、甲 8 発明と周知技術のグリップ部は取付位置が異なると本件審決が判断したのは誤りであると主張する。

しかし、甲 8 発明の台車用安全カバーは、台車のコ字状のハンドル（手押部材）のカーブ部分に取り付けることで、作業者の手挟み事故を防止するとともに、当該ハンドルの水平部分であるグリップ部の位置を使用者に認識させる作用をもつものであって、取り付けられる当該ハンドルに既にグリップ部が存在するから、台車用安全カバーにグリップ部を設けることは想定されておらず、甲 8 発明の台車用安全カバーに接した当業者において、甲 8 発明の台車用安全カバーにグリップ部を設ける動機付けをもつとは認められない。

原告が周知技術として提示する甲号証（甲 1 1、1 3～1 6、3 7～4 1、4 3）から、台車の手押部材にグリップ部を設けること、台車等の保護部材でグリップ部が一体になっているものがあることが周知技術であると認められるとしても、上記のとおり、甲 8 発明の台車用安全カバーが取り付けられる台車のハンドルに既にグリップ部があるのであるから、これらの周知技術を甲 8 発明に適用することは想定できない。

したがって、原告の上記主張のうち、①は取消事由 1 が認められないとの結論を左右せず、②は採用することができない。

エ 原告は、前記第 3 の 1〔原告の主張〕(3)イ及びウのとおり、甲 8 相違点 2 及び甲 8 相違点 3 に係る容易想到性に関する本件審決の判断が誤りであると主張する。

しかし、甲 8 発明と本件各発明の相違点として、甲 8 相違点 2 及び甲 8 相違点 3 は認められないが、甲 8 発明と本件各発明の相違点として、甲 8 相違点 1 が認められ、甲 8 相違点 1 に係る本件各発明の構成が容易に想到できたとは認められないから、甲 8 発明を主引例とし、これに技術的事項等を適用して、当業者が本件各発明を容易に想到することができたとはいえないと判断した本件審決に違法な点はない。

したがって、原告の上記主張は取消事由 1 が認められないとの結論を左

右しない。

4 取消事由 2（無効理由 3に係る進歩性判断の誤り）について

(1) 甲 9 発明及び甲 1 0 発明の認定及び本件各発明との相違点について

5 ア 本件審決は、甲 9 発明及び甲 1 0 発明を前記第 2 の 4 (2)イ (ア) のとおり認定しているところ、この認定について当事者間に争いはなく、甲 9 及び甲 1 0 には上記内容の発明が記載されていると認められる。

 イ 甲 9 発明及び甲 1 0 発明が前記第 2 の 4 (2)イ (ア) のとおり認定できるとすると、甲 9 発明及び甲 1 0 発明は、台車に設置する「長尺状の部材」に係る物の発明であり、「保護部材」の開示はない。

10 これに対し、本件発明 1 は、「保護部材」に係る物の発明であって、前記 2 (1)ア及びイのとおり、本件発明 1 において「長尺の棒状部材」は、「保護部材」の用途を示し、「保護部材」を特定するものにすぎない。

 そうすると、甲 9 発明及び甲 1 0 発明と本件発明 1 との間には一致点がないというべきである。

15 本件審決は、甲 9 発明及び甲 1 0 発明と本件発明 1 との一致点を「運搬台車の 4 隅に位置する部材であって、使用者が手で掴むことができるグリップ部を有する部材。」と認定するが、この内容は各発明の構成要件の一致点であるとはいえず、上記認定は誤りであると解される。

 他方、甲 9 発明と本件発明 1 との相違点として本件審決が認定した甲 9 相違点 2 及び甲 9 相違点 3（前記第 2 の 4 (2)イ (イ)）は、甲 9 発明が保護部も取付穴も有しないことを認定しており、これらの相違点の認定自体は相当であるといえる。

20 ウ 甲 1 0 発明は甲 9 発明と同一であるから、やはり本件発明 1 との一致点はない。

25 また、本件発明 2 ないし 7 も、本件発明 1 と同様に、甲 9 発明及び甲 1 0 発明との一致点はないといえる。

(2) 甲 9 発明又は甲 1 0 発明と甲 3 発明との組合せに関する容易想到性について

ア 甲 3 には、「図 3 台車の取っ手を持つ位置を表示して手指の挟まれを防止する」として、台車の絵が記載されており、この台車は、手押部材がコ字状になっており、使用者が持つ水平部分に赤色エンドストッパーが取り付けられるとともに、取っ手を持つ位置が緑色で表示されたものとなっている。また、甲 3 には、「写真 2 取っ手には鏢（つば）状のガードを付けて挟まれを防いだ」として、図 3 にいう赤色エンドストッパーである「鏢状のガード」の写真が掲載され、図 3 及び写真 2 に関する説明として、図 3 は「台車を持つ位置の表示」であって「これは手指挟まれの防止のために、持つ位置の表示を基準化している。」とする記載、及び「鏢状の挟まれ防止ガードは、上下に分割する樹脂製のパーツで構成され、取り付けるようになっている。」との記載がある。

本件審決は、甲 3 発明の内容を前記第 2 の 4 (2)ウのとおり認定したが、甲 3 の上記各記載、その他甲 3 に存在する記載の内容に照らし、本件審決の甲 3 発明の認定は相当であると解される。

イ 前記第 2 の 4 (2)ウのとおりである甲 3 発明は、「手押台車に固定されたコ字状のパイプと、一対の鏢状ガードとを有する」手押部材であるが、保護部材である「鏢状のガード」にグリップ部が備わっているものではない。すなわち、甲 3 発明は、手押部材であるコ字状のパイプの水平部分にグリップ位置を表示するとともに、これとは別に同部分に鏢状ガードを付加するものにとどまり、グリップ部と保護部をともに備える保護部材の構成を開示していない。そうすると、甲 9 発明又は甲 1 0 発明に対して甲 3 発明を適用しても、甲 9 相違点 2 に係る本件各発明の構成に到達することはできないというべきである。

したがって、当業者が、甲 9 発明又は甲 1 0 発明に甲 3 発明を適用する

ことによって本件各発明を容易に発明することができたとは認められない。

- (3) 甲 9 発明又は甲 10 発明と甲 8 発明との組合せに関する容易想到性について

5 甲 8 発明の内容は前記 3(1)のとおりであるが、甲 8 発明の台車用安全カバーは、コ字状のハンドルの水平部分をグリップ部とすることを前提として、コ字状のハンドルのカーブ部分に取り付ける台車用安全カバー（保護部材）であって、これによって手挟み事故の防止を図るものであるから、甲 8 発明の台車用安全カバー（保護部材）にグリップ部を設けることは全く想定され
10 ていない（前記 3(3)）。

そうすると、甲 9 発明又は甲 10 発明に対して甲 8 発明を適用しても、甲 9 相違点 2 に係る本件各発明の構成に到達することはできない。

したがって、当業者が、甲 9 発明又は甲 10 発明に甲 8 発明を適用することによって本件各発明を容易に発明することができたとは認められない。

- 15 (4) 前記(2)及び(3)によれば、引用発明である甲 9 発明又は甲 10 発明に基づいて、本件各発明の構成が容易に想到できたとは認められず、甲 9 発明又は甲 10 発明を前提とする進歩性に関する本件審決の判断に誤りがあるとは認められない。

- (5) 前記第 3 の 2〔原告の主張〕について

20 ア 原告は、前記第 3 の 2〔原告の主張〕(1)のとおり、甲 9 発明に甲 3 発明を適用する動機付けがあり、甲 9 発明と甲 3 発明とを組み合わせることにより、甲 9 相違点 1 ないし 3 に係る構成に容易に想到することができる」と主張する。

しかし、甲 9 発明は台車に設置する「長尺状の部材」に係る物の発明であり、「保護部材」の開示はなく（前記(1)イ）、他方、甲 3 発明はグリップ部と保護部をともに備える保護部材の構成を開示していないから、甲 9 発
25

明に対して甲3発明を適用しても、甲9相違点2に係る本件各発明の構成に到達することはできないと解されることは、前記(2)イのとおりである。

5 甲3に記載された台車の取っ手を持つ位置を表示した「緑表示」を「手で掴むグリップ部」と解したとしても、あるいは、この「緑表示」が取っ手に何らかの部材を巻いたものであるとしても、甲3に記載された台車において保護部材とグリップ部が一体となっておらず、甲3発明がグリップ部と保護部をともに備える保護部材の構成を開示していないことによりは変わらないから、上記結論を左右しない。

10 また、甲9発明に甲3発明を適用しても甲9相違点2に係る本件各発明の構成に到達しないのであるから、甲9発明に甲3発明を適用する動機付けの有無は、進歩性に関する判断を左右しない。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。

15 イ 原告は、前記第3の2〔原告の主張〕(2)のとおり、甲9発明又は甲10発明に甲8発明を適用し、その際に周知・慣用技術であるグリップ部を適用することで本件発明1の構成に至るから、本件審決における容易想到性の判断は誤りであると主張する。

20 しかし、主引用発明である甲9発明に対して副引用発明である甲8発明を適用する際に、甲8発明に何ら開示や示唆がないグリップ部と保護部材を一体化する点を着想することは、仮にこのような着想が可能であるとしても、格別な努力が必要であり、当業者にとって容易であるとはいえない。また、台車の手押部材にグリップ部を設けることが周知技術であると認められるとしても、甲8発明に当該周知技術を適用する動機付けがないことは、前記3(4)ウのとおりである。

したがって、原告の主張は採用することができない。

25 5 結論

以上のとおりであり、原告が主張する取消事由はいずれも理由がないから、

原告の請求は棄却されるべきである。

よって、主文のとおり判決する。

知的財産高等裁判所第3部

5

裁判長裁判官

東 海 林 保

10

裁判官

今 井 弘 晃

15

裁判官

水 野 正 則

20

(別紙1 特許公報写し、別紙2 審決書写し省略)